【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2026年11月10日
【会社名】	株式会社アドバンスクリエイト
【英訳名】	Advance Create Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　　濱田　佳治
【本店の所在の場所】	大阪市中央区瓦町三丁目５番７号
【電話番号】	０６（６２０４）１１９３（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員　総合企画部長　高岸　浩司
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区瓦町三丁目５番７号
【電話番号】	０６（６２０４）１１９３（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役員　総合企画部長　高岸　浩司
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券 （行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）
【届出の対象とした募集金額】	（第10回新株予約権） その他の者に対する割当　16,000,000円 新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計を合算した金額 2,076,000,000円 （注）　新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額は、当初行使価額で全ての新株予約権が行使されたと仮定した場合の金額であります。そのため、行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号） 証券会員制法人福岡証券取引所 （福岡市中央区天神二丁目14番２号） 証券会員法人札幌証券取引所 （札幌市中央区南一条西５丁目14番地の１）

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2024年６月７日に提出いたしました有価証券届出書について、2025年２月28日付で有価証券報告書及び四半期報告書の訂正報告書を提出したことに伴い、参照書類に追加するため、2025年３月７日に有価証券届出書の訂正届出書を提出しておりました。

一方、当社は、当社及び広告代理店事業を行う当社の完全子会社である株式会社保険市場における過年度の一部の広告取引、ソフトウェアの資産計上等において、不適切な会計処理が行われていた疑義が発覚したことを受け、第三者委員会による調査を進めておりましたところ、2026年７月31日に調査報告書を受領いたしました。当社は、第三者委員会より受領した調査報告書の内容を踏まえ、2026年８月14日付で有価証券報告書、半期報告書及び四半期報告書の訂正報告書を提出したことに伴い、参照書類に追加するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第三部　参照情報
　第１　参照書類

3【訂正箇所】

訂正箇所は＿＿＿＿を付して表示しております。

第三部【参照情報】

第１【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第５条第１項第２号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

（訂正前）

１【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度　第28期（自　2022年10月１日　至　2023年９月30日）　2023年12月18日近畿財務局長に提出

２【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度　第29期第１四半期（自　2023年10月１日　至　2023年12月31日）　2024年２月９日近畿財務局長に提出

３【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度　第29期第２四半期（自　2024年１月１日　至　2024年３月31日）　2024年５月15日近畿財務局長に提出

４【臨時報告書】

１の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2024年６月７日）までに、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づく臨時報告書を2023年12月21日に近畿財務局長に提出

５【臨時報告書】

１の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2024年６月７日）までに、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第12号の規定に基づく臨時報告書を2024年２月20日に近畿財務局長に提出

６【訂正報告書】

訂正報告書（１の有価証券報告書の訂正報告書、２の四半期報告書の訂正報告書及び３の四半期報告書の訂正報告書）を2025年２月28日に近畿財務局長に提出

（訂正後）

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度　第28期（自　2022年10月１日　至　2023年９月30日）　2023年12月18日近畿財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度　第29期第１四半期（自　2023年10月１日　至　2023年12月31日）　2024年２月９日近畿財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度　第29期第２四半期（自　2024年１月１日　至　2024年３月31日）　2024年５月15日近畿財務局長に提出

4【臨時報告書】

１の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2024年６月７日）までに、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づく臨時報告書を2023年12月21日に近畿財務局長に提出

5【臨時報告書】

１の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（2024年６月７日）までに、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第12号の規定に基づく臨時報告書を2024年２月20日に近畿財務局長に提出

6【訂正報告書】

訂正報告書（１の有価証券報告書の訂正報告書、２の四半期報告書の訂正報告書及び３の四半期報告書の訂正報告書）を2025年２月28日に近畿財務局長に提出

訂正報告書（１の有価証券報告書の訂正報告書、２の四半期報告書の訂正報告書及び３の四半期報告書の訂正報告書）を2026年８月14日に近畿財務局長に提出